

狛江市 ごみ半減新聞

K O M A E

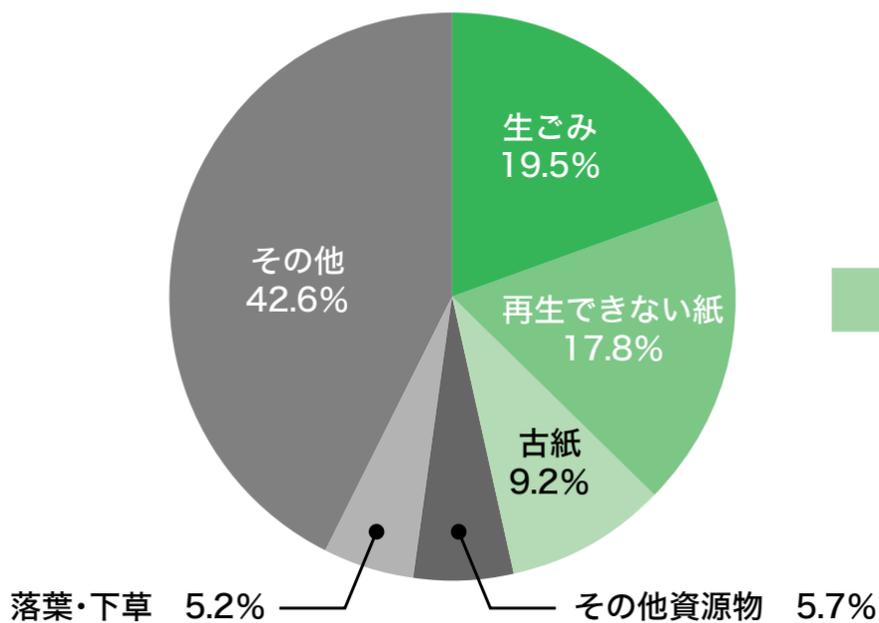
Vol.46 平成25年2月

発行・狛江市建設環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ビン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)

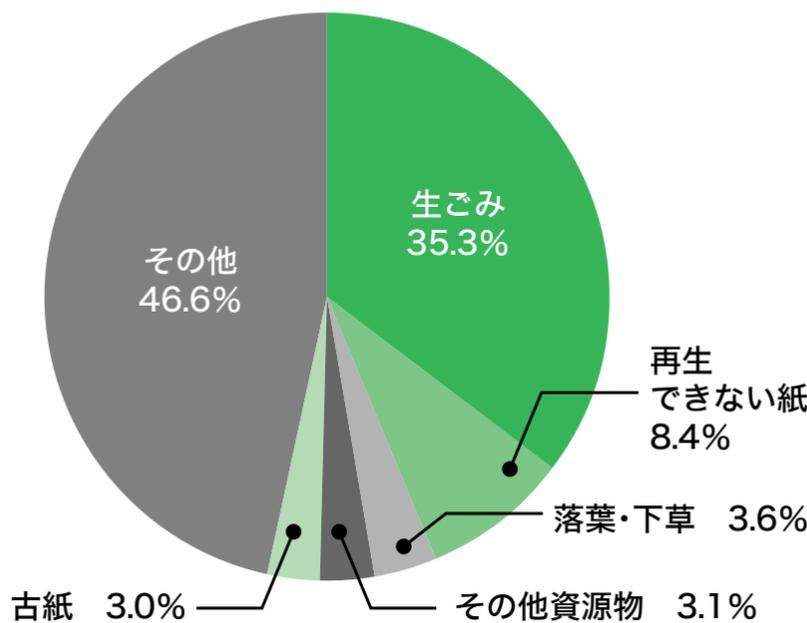
ごみの組成分析の結果をお知らせします

市民参加による燃やせるごみの組成分析を平成24年3月29日に狛江市ビン・缶リサイクルセンターで実施しました。この組成分析を毎年行うことにより、今後のごみ等の減量施策に役立てていきます。

平成22年度 (平成23年3月29日実施)



平成23年度 (平成24年3月29日実施)



ごみの組成分析に参加してみませんか？

今年も組成分析をビン・缶リサイクルセンターで行います。

組成分析とは、皆様のご家庭から出た燃やせるごみの中に何が入っているのかを調べることです。

毎年1回行っています。

ごみ分別の再確認ができる組成分析に参加してみませんか？どなたでも参加できて、2時間程度で終わります。ごみを取り扱うので汚れても良い服装で実施日に直接、ビン・缶リサイクルセンターに来てください。

実施日：平成25年3月29日(金)

持ち物：タオル・長靴・マスク

場所：狛江市ビン・缶リサイクルセンター

時間：午前9時から2時間程度

不法投棄は重大な犯罪行為です。

不法投棄は、法律により罰せられることがあります。不法投棄は絶対にやめてください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)より抜粋

【不法投棄の禁止】

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【罰則】

第25条 不法投棄は5年以下の懲役・一千万円以下の罰金に処する。
(罪の未遂も含む)

